

大阪大学

優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除制度(特待留学生授業料免除制度)について

1. 免除対象者

以下のすべてに該当する者

- ① 在留資格が「留学」である者。
- ② 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
- ③ 民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。

免除決定後、①～③のいずれかに該当しなくなった場合は、以下に連絡してください。

大阪大学人文学研究科箕面事務部学生支援係 (jinbun-minoh-shien@office.osaka-u.ac.jp)

2. 免除内容

全額免除とする。

3. 免除期間

標準修業年限の間

ただし、休学した期間は免除対象期間に含めるものとし、復学後に免除期間の繰り延べは行わない。当該課程入学時から起算して標準修業年限を経過した後は免除対象外とする。

4. 授業料免除停止事項

次の場合には授業料免除を取り止める。

- ① 「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ② 標準修業年限内での卒業・修了が不可能であることが確定したとき。
- ③ 学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。
- ④ 他の制度により授業料免除を受けたとき。
- ⑤ 学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したとき。

5. その他

本制度による授業料免除者は、従来からの経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除制度への申請はしないでください。